

公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、長野県知事、長野県教育委員会及び長野県公安委員会から、平成20年度定期監査の結果に関する報告に基づき、次のとおり措置を講じた旨通知がありました。

また、監査の結果に添えて提出した意見に対する方針について通知がありました。

平成20年 3月19日

長野県監査委員 高見澤 賢 司  
 同 東 方 久 男  
 同 柿 沼 美 幸  
 同 宮 澤 宗 弘

平成20年度定期監査報告〔普通会計〕

【監査の結果（指導事項）に関する報告に基づく措置（処理状況）の内容】

分 類	指 導 事 項	処 理 状 況	課 所 名
収 入 事 務 18件	1 収入未済額の解消に努力を要するもの		
	(1) 県税の収入未済の縮減について、一部に改善がみられるが、税源移譲等の理由から収入未済総額が増加しているため、一層の努力を要する。	<p>県税の収入未済の縮減は、重要かつ喫緊の課題であることから、具体的な徴収目標を設定し、年間を通じた差押処分強化やインターネットを利用した差押財産の公売を実施するなど、厳正・的確な滞納処分に取り組んでいる。</p> <p>また、市町村が徴収を行う個人県民税については、市町村との連携を密にするとともに、県職員が市町村の併任職員となり、市町村と協働して滞納整理を行う協定市町村の拡大に努めている。</p> <p>今後とも、収入未済の縮減等に向け、滞納者の実態に即した厳正な滞納処分を早期、迅速、的確に行うとともに、平成21年度からは、徴収体制を再構築し、更なる収入未済の縮減に努めていく。</p>	税務課
	(2) 社会福祉施設入所者負担金及び心身障害者扶養共済加入者掛金において、収入未済の縮減努力が認められるが、引き続き縮減に努力されたい。	<p>収入未済の縮減については、督促状や履行催告書を送付し早期の納付を働きかけるとともに、電話による納入指導や個別訪問により未収金の回収を図った。引き続き地方事務所と連携し、早期の未収金解消に努めていく。</p> <p>また、心身障害者扶養共済加入者掛金については、当該心身障害者扶養共済制度への継続加入の意思を早期に確認するとともに、納付計画書の提出を求め分割納入等の指導を行った。</p>	障害福祉課
(3) 児童福祉施設入所者負担金、児童扶養手当過払返納金及び母子寡婦福祉資金貸付金において、収入未済の縮減に一層の努力を要する。	<p>収入未済の縮減については、以下の対策を講じている。</p> <p>[共通して取り組んでいる内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電話、通知による納入指導</li> <li>職員による自宅訪問</li> <li>原則口座振替による納入</li> <li>滞納整理状況表などによる管理</li> </ul> <p>[児童福祉施設入所負担金]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>入所時、面接時等に納入義務者へ説明を徹底</li> <li>県庁職員による夜間戸別訪問の実施</li> </ul> <p>[児童扶養手当過払返納金]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>悪質滞納者に対する、県庁職員による夜間等戸別訪問の月1回の実施や、簡易裁判所による支払督促の実施</li> </ul> <p>[母子寡婦福祉資金貸付金]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>収入目標額の設定（前年同月比＋8％）</li> <li>償還者だけでなく、保証人へも償還開始3か月前の償還開始通知の送付、電話や戸別訪問による催告を実施</li> <li>悪質滞納者に対する、県庁職員による夜間等戸別訪問の月3回の実施や、簡易裁判所による支払督促を実施</li> <li>貸付時に、申請者及び保証人の所得の確認、また、修学資金の貸付時には、保護者とともに児童への償還指導を徹底</li> <li>首都圏在住の滞納者を対象に戸別訪問による納入指導を実施</li> <li>滞納の早期段階で滞納者や保証人に折衝するよう、償還指導のマニュアル化</li> </ul>	こども・家庭福祉課	

<p>(4) 看護職員修学資金貸付金において、収入未済の縮減に一層の努力を要する。</p>	<p>引き続き、本人に文書及び電話等による督促をするとともに、連帯保証人に対しても督促を行う。</p> <p>また、滞納整理強化期間を設け、自宅等を訪問して納入を促し、収入未済の縮減を図る。</p> <p>また、適時適切な滞納整理を行うため、その方法、手順などを整理したマニュアルを整備する。</p>	医療政策課
<p>(5) 高度化資金貸付金及び設備近代化資金貸付金において、収入未済の縮減に一層の努力を要する。</p>	<p>高度化資金貸付金の延滞債権については、滞納額が大きいことなどから、優先的に進めることとし、平成19年度から中小企業基盤整備機構の支援メニューである「債権管理・回収の専門家(サービサー)による調査・アドバイザリー」制度を活用し、順次債権調査を進めている。</p> <p>さらに、延滞債権処理を一層迅速、効率的に進めるため、債権調査を実施した当該延滞債権について、平成20年度から県単独でサービサーに回収業務委託を行ったところである。</p> <p>これらサービサーによる債権調査・回収業務委託を活用し、回収見込みのない債権については、順次同機構と協議を行った上で、議会の議決を経た不納欠損処理を行うことなどを含め、平成25年度末を目途に処理を進めることとしている。</p> <p>設備近代化資金貸付金については、滞納額が少ないことから、原則サービサーへの債権管理・回収業務委託は行わないものの、サービサーから債権管理・回収の知識・ノウハウの習得に努めるなどして、債権調査・回収の促進を図り、高度化資金貸付金と同様に処理を進める。</p>	経営支援課
<p>(6) 農業改良資金貸付金及び漁業改善資金貸付金において、収入未済の縮減に一層の努力を要する。</p>	<p>定期的な督促を行い、引き続き償還を促していくとともに、費用対効果を慎重に見極めた上で、法的措置も検討する。</p> <p>また、債務者の状況により、債権放棄、不納欠損処理も検討していく。</p>	農村振興課
<p>(7) 林業改善資金貸付金において、収入未済の縮減に引き続き努力されたい。</p>	<p>① 滞納整理で得られた情報を総合し、その内容に応じ、このたび整備した「債権管理・未収金回収マニュアル」の債務者区分に当てはめ、同分類に従った滞納整理を、各地方事務所及び事務委託機関の長野県森林組合連合会と連携して着実に実施し、収入未済縮減に努める。</p> <p>② 債務者区分の適用にあたり、納入の誠意の認められる者については、経済状況を考慮の上、分納等の柔軟な対応を認め、滞納を固定化しない措置を講じる。</p> <p>③ また、貸付者から償還がされない場合は、連帯保証人への請求を強化するほか、支払能力が認められる者については、支払督促の申立て(民事訴訟法第383条)等、法的手続きによる請求へ移行することとする。</p> <p>④ 現状では不納欠損となる債権はないものの、今後、債務者に係る破産・相続放棄等による債権消滅も想定し、不納欠損を念頭においた事務処理を行い、適切な収入未済の管理を行う。</p>	信州の木振興課
<p>(8) 県営住宅使用料において、収入未済の縮減に一層の努力を要する。</p>	<p>県営住宅使用料については、収納目標率を設定し、一部地域で導入した指定管理者へは達成に応じたインセンティブを与える徴収業務を委託しているほか、職員一人当たりの収納目標額を定めるなどして取り組んでいる。</p> <p>今後は、悪質な滞納者に対しては明渡し請求訴訟の積極的な提起、また、効果的な徴収方法としての口座振替、生活保護世帯の代理納付の推進を進めるほか、督促等一部の収納事務については民間への委託を検討するなど、徴収の取組を更に強化していく。</p>	住宅課

<p>(9) 高等学校等奨学金貸付金、高等学校遠距離通学費貸付金、高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金並びに地域改善高等学校等進学奨励金貸付金において、収入未済の縮減に一層の努力を要する。</p>	<p>奨学金等返還金の収入未済については、引き続き粘り強い折衝に努めていく。 平成20年度は、新たに口座振替による返還を導入し、返還者の利便性の向上と収入の確保を図るとともに、著しく誠意がないと認められる者に対し支払督促の申立を行うなど、効果的な徴収に努めた。 平成21年度においては、奨学金管理システムを導入し債権の個別管理の強化を図ることにより、滞納者の実態に即した効果的な未収金の整理・縮減が図られるよう努力していく。</p>	<p>高校教育課</p>
<p>2 使用料の算定を誤っていたもの</p>		
<p>(1) 団体に対する事務室の行政財産目的外使用許可の使用料について、使用許可に係る建物の評価額を基に算定すべきところ、他の建物を含めたすべての建物の評価額総額を基に算定したため、1,026円多く徴収していた。</p>	<p>該当団体に対する過剰徴収額の返還処理を平成20年5月9日までに終了した。 行政財産目的外使用許可事務取扱要領に基づき適正な事務処理を行うとともに、審査の強化を図った。</p>	<p>長野家畜保健衛生所</p>
<p>(2) 携帯電話基地局の行政財産目的外使用許可の使用料について、平成19年4月1日以降に適用すべき評価額を用いず、旧評価額で算定したため、377円多く徴収していた。</p>	<p>使用者に、過徴収額377円を平成20年12月17日に返還し、事務処理を終了した。</p>	<p>土尻川砂防事務所</p>
<p>(3) 自動販売機の行政財産目的外使用許可の使用料について、平成19年4月1日以降に適用すべき評価額を用いず、旧評価額で算定したため、1,209円多く徴収していた。</p>	<p>平成20年5月15日に戻出決議をし、平成20年5月23日に支払った。</p>	<p>阿南高等学校</p>
<p>3 その他収入に関する事務処理が適切でないもの</p>		
<p>(1) 諏訪合同庁舎に設置されている公衆電話について、NTTから委託手数料を得て収入手続を行っているが、通話料を保管する専用口座の預金利子を一般会計の雑入として収入すべきところ、専用口座で管理したまま手続をしていなかった。</p>	<p>未収入の預金利子合計3円については、雑入として収入した。 今後、預金利子が生じた場合は、雑入として収入する。</p>	<p>諏訪地方事務所 (地域政策課)</p>
<p>(2) 道路占用料について、県道路管理課から送付された5月31日を納期限とする納入通知書を発送しなかったため、再度調定した上、6月30日を納期限とする納入通知書を発送していた。</p>	<p>平成20年度以降、道路占用料の請求については徴収条例の規定を遵守する事務処理を行っている。 事務の進捗状況は、正担当だけでなく、副担当が逐次確認を行うことにより、今回のような処理漏れが発生しないようにしている。</p>	<p>佐久建設事務所</p>
<p>(3) 次のような不適切な事例が見られたので、適正な事務処理に努めること。 また、事務所として、常に事務担当者の事務処理状況の把握に努めるとともに、事務分担の見直し、他の職員の応援等により適切な事務処理を進めること。 ア 豊田終末処理場に設置されている自動販売機等の行政財産目的外使用許可、使用料・管理経費の算定、調定等の事務処理に適切でないものがあった。 イ 豊田終末処理場の受電設備情報送信装置の行政財産目的外使用許可に係る管理経費の調定が契約書どおりになされていなかった。</p>	<p>当所においては、従来から正副複数の事務担当者を定め、相互チェックと協力により適正な事務処理が確保されるよう体制整備を行ってきたところである。しかしながら、大規模かつ頻繁な人事異動、組織再編、災害発生が重なる中で、そのような体制が確保できず、事務担当者の事務処理状況の把握と心身の健康状態への配慮が不足し、不適正な事務処理を発生させてしまったものである。今後は、原点に立ち返り、複数の事務担当者による相互チェック及び協力、上司による担当者の事務処理状況の把握、職員の健康面への配慮について徹底し、適正な事務処理の確保に努めていくこととした。 監査において指導された事項については、平成19年度の事務の総点検を行い、不適正な事務処理のうち可能なものについてはすべて是正を行った。また、平成20年度の事務については、関係職員が協力し、適正な処理に努めている。</p>	<p>諏訪建設事務所</p>

	(4) 河川占用料について、特段の理由なく、納期限を5月1日とする当初調定を取り消し、納期限を翌年2月29日などに変更したものがあつた。 また、道路占用料延滞金について、減免事由に該当しないものを減免していた。	河川占用料と道路占用料延滞金に係る徴収事務について、河川法、県道路占用料徴収条例、県財務規則等の規定に従い、適切な事務処理をするよう改善した。	長野建設事務所
	(5) 情報資料室の複写機を使用した際に徴収したコピー代金について、一般会計の雑入として収入すべきところ、専用口座で管理したまま手続をしていなかった。	雑入として収入した。	総合教育センター
	(6) 電柱等の行政財産目的外使用許可の使用料について、4月27日を納期限とする調定を行った後に納入通知書を発送しなかったため、再度調定した上、11月30日を納期限とする納入通知書を発送していた。	収入にあたっては、法律や規則等に従い、適正な事務処理をするように改善した。	松川高等学校
契約事務 12件	1 予定価格の設定に関する事務処理が適切でないもの		
	指名競争入札により備品(災害用エアコン)を購入していたが、競争入札の際に必要な予定価格調書を作成していなかった。	関係法令を遵守して慎重かつ厳正に行うこととする。	消防学校
	2 入札参加要件の設定又は請負人等の選定に関する事務処理が適切でないもの		
	(1) 一般競争入札を実施した「空調設備等機器保守点検業務」について、一般競争入札参加資格要件調書を作成していなかった。 また、予定価格30万円超で随意契約により実施した「消防設備保守点検業務」、「エレベーター保守点検業務」及び「校内草刈り及び害虫駆除業務」について、請負人選定調書を作成していなかった。	平成20年度からは、長野県建設工事請負人選定委員会要領に従い、調書の作成をするよう改善した。	松本技術専門校
	(2) 農薬飛散防止ネット設置工事2件の請負人選定において、入札参加資格のない3者を選定し、工事請負契約を締結していた。	工事請負契約の締結にあたっては、建設工事等入札制度合理化対策要綱等に基づき、適切な事務処理をするよう改善した。	農業総合試験場
	(3) 県単交通安全対策(二種)工事「伊那市高遠町白山トンネル」のモニター監視盤移設工事請負契約(契約金額572,250円)において、建設工事請負人等選定委員会の審議及び調書の作成を行っていなかった。	現在、「長野県建設工事請負人等選定委員会要領(昭和54年8月24日付け54監第230号)」に基づく審議、調書の作成等の事務処理を、適切に実施している。	伊那建設事務所
	(4) 随意契約による工事請負契約(平成19年度公共土木施設災害復旧工事、予定価格71,956,000円)において、土木部建設工事請負人等選定委員会で行うべきところ建設事務所選定委員会で審議を行っていたこと、2者以上から見積書を徴していなかったことなど、適切な請負人選定を行っていなかった。	「災害等の発生により緊急を要する工事の入札方式に関する取扱要領」の目的及び適用業務、対象工事について再認識し長野県建設工事請負人等選定委員会要領第4条第1項に定める区分に沿って審議を行うことと、財務規則第136条の2第1項ただし書による1者随意契約の取扱いについて今後厳格に判断するよう所内での徹底を図った。	飯田建設事務所
	(5) 随意契約による工事請負契約(生物学温室ボイラー入替工事、予定価格1,248,000円)において、工事業種を建築一式として県外企業である温室建設時の請負業者を含めて選定していたが、工事業種を管工事として県内企業を選定するのが適切であった。	今後、指名業者を選定するにあたっては、工種にあった資格業種を持つ資格者の中から選定するなど適切な運用を行っていく。	南安曇農業高等学校
	3 その他契約に関する事務処理が適切でないもの		
(1) 戸倉・上山田交番の敷地は、千曲市土地開発公社からの借地であり、当該借地に関して「平成7年度以降を用途に予算措置に応じ所有権を取得する予定です。」という本部長名の文書を出したものの、予算措置を講じてこなかった。現在、同公社と折衝中であるが、同交番建設時の経緯を踏まえ適切に対応すること。	戸倉・上山田交番は、平成7年3月、当時の戸倉町から建設用地のあつ旋を受け戸倉町交番と上山田町交番を統合して建設した新設交番である。 敷地の購入は、土地開発公社の買取り希望価格(帳簿価格)と県が購入する場合の実勢価格(不動産鑑定価格)との間に大きな価格差が生じていることから、千曲市土地開発公社、千曲市当局と協議を重ねるとともに、県関係部局にも協議をしているところであり、今後、一定の方向付けができれば適切に対応していく。	警察本部会計課	

	(2) 「平成19年度県営住宅森林団地ほか住宅用火災報知器設置工事」など3件の受注希望型競争入札において、落札候補者に対する入札参加資格要件審査のうち配置技術者に関する審査を行っていなかった。	必要に応じて資格要件を求め、審査を行う。	下伊那地方事務所 (建築課)
	(3) 電気設備保安管理業務委託において、長期継続契約に係る主管課協議により承認された役務の提供期間を超える契約を締結していた。	次回契約時に、主管課協議により承認された役務の提供期間どおりに適正に契約を締結する。	佐久技術専門校
	(4) 平成18年度地方道路交付金「(一) 上松御岳線上松町小川18-1工区」ほか5工事について、変更による増額分が当初請負契約金額の10分の3を超えているため、請負者に対し増額分に相当する契約保証金を納付させる必要があったが、これを免除していた。	指導以降は、契約保証金の納付等の手続きをとるよう改善した。	木曾建設事務所
	(5) 蛭川排水機場管理業務及び神田川・清野川樋門操作業務の委託について、委託実施の起案内容が不正確であり、契約上必要な書類整備や履行内容の確認が不十分であった。 また、除雪業務委託契約について、工区ごとの受託業者公募後、契約方法(指名競争入札・随意契約)が確定した段階で、請負人選定調書の作成や出納機関の事前審査を受ける必要があったが行っていなかった。	起案や契約上必要な書類等の不備を整備するとともに、県財務規則に従い、適切な事務処理をするよう改善した。 また、今年度の除雪業務委託契約において、請負人選定調書の作成や出納機関の事前審査を受けるよう改善した。 今回の指導を受けた背景には、複数の職員がチェックする体制が不十分で、事務を担当者に任せきりであったことから、今後は複数の職員が事務処理に当たり、適切な事務手続きが行えるよう所内検査機能の強化に努めていくこととした。	長野建設事務所
	(6) 立木補償事務について、補償額を決定するときは算定の基礎となる調書、図面、写真等が必要であるが、写真を添付していないものが多かった。	今後の事務に当たっては、写真の添付漏れのないよう事務処理を実施していく。	土尻川砂防事務所
支出事務 12件	1 旅費の返納又は追給を要するもの		
	(1) 長野市から岡山市へ出張旅費について、「JR利用で片道601km以上の往復同一経路の場合」であったので、往復割引運賃で算定する必要があったが、この割引を適用しなかったことにより1,880円が過払いとなっていた。	平成20年7月3日の事務調査終了後及び平成20年(2008年)11月19日付け20監査第33号で監査委員事務局長から平成20年度定期監査の結果について通知があった際に、課内職員に「出張命令の経路の取り方」について、留意するよう周知徹底を図った。 なお、過払いとなっていた旅費1,880円については、平成20年7月14日に返納した。	経営支援課
	(2) 伊那市から福岡市へ出張旅費について、「JR利用で片道601km以上の往復同一経路の場合」であったので、往復割引運賃で算定する必要があったが、この割引を適用しなかったことにより2,180円が過払いとなっていた。	平成20年7月1日過年度返納金として納付した。	公衆衛生専門学校伊那校
	(3) 大町市から松山市へ出張旅費について、「JR利用で片道601km以上の往復同一経路の場合」であったので、往復割引運賃で算定する必要があったが、この割引を適用しなかったことにより2,220円が過払いとなっていた。 また、大町市から岐阜市へ出張旅費について、特急利用区間を松本駅-名古屋駅間とせず松本駅-岐阜駅間として算定したため、特急料金420円が過払いとなっていた。	過払いとなったいずれの出張旅費についても6月5日に戻入の手続きを行った。	大町保健所
	(4) 長野市から諫早市へ出張旅費について、「JR利用で片道601km以上の往復同一経路の場合」であったので、往復割引運賃で算定する必要があったが、この割引を適用しなかったことにより2,740円が過払いとなっていた。	過払いとなった出張旅費について、返納の手続きを総務事務課に依頼した。 7月7日付けで納入通知書が送付され、7月14日に返納されたことを確認した。	中野建設事務所

	2 その他旅費支給に関する事務処理が適切でないもの		
	(1) 新幹線利用の場合、「長野から新宿への出張は、大宮経由で埼京線に乗り換える。」こととされているが、東京駅経由の出張命令となっているものがあった。	新幹線利用による長野から新宿への出張を命令する場合は、東京経由ではなく大宮経由で埼京線に乗り換えるよう徹底した。	医療政策課
		新幹線利用により長野から新宿へ出張する場合は、東京経由ではなく、大宮で埼京線に乗り換えるよう職員に徹底した。	生活排水課
		平成20年7月3日の事務調査終了後及び平成20年(2008年)11月19日付け20監査第33号で監査委員事務局長から平成20年度定期監査の結果について通知があった際に、課内職員に「出張命令の経路の取り方」について、留意するよう周知徹底を図った。	経営支援課
	(2) 研修会等の資料代は資金前渡の方法により需用費から支出すべきであるが、講習会の資料代を立替払いし、旅行雑費から支出していた。	正当な科目から支出すべきところ旅費から支出してしまったことはまことに遺憾である。今後、このようなことのないよう旅費の執行には慎重を期す。	伊那技術専門学校
	3 工事変更協議が適切でないもの		
	国補復旧治山事業の工事請負契約について、標準的な工期として約230日間必要な工事であったが、当初に84日間で契約した後、「2月議会で繰越承認された」ことのみを理由として309日間に変更していた。本来は、早期に繰越承認をとるか債務負担行為を設定した上で、適切な工期を確保して発注すべきであった。	本年度の治山事業では、標準的な工期を確保できない工事については、11月議会において繰越承認を得た上で、適切な工期を確保して発注している。	上伊那地方事務所 (林務課)
	4 支出科目が適切でないもの		
	(1) 松本平広域公園の県単都市公園工事請負契約(陸上競技場のトイレ・計測室・宿泊室の改修工事、契約金額41,076,000円)において、需用費を合算して支払っていたが、全額工事請負費で執行すべきであった。	事業計画を十分に精査した上で予算措置を行うとともに、適切な予算科目(節)から支出がなされるよう執行段階における確認体制を強化した。	松本建設事務所
	(2) 備品購入に際し見積書を徴した結果、備品として管理すべき額未満(1個又は1組の取得価格が10万円未満)となったが、需用費への科目訂正をしないで備品購入費で執行していた。	法令に従い、適切な予算執行に努める。 なお、物品購入に際し、予定価格は備品として管理すべき額であったが、見積りや入札の結果、取得価格が備品として管理すべき額未満となったときは、備品購入費で予算執行し、取得した物品は備品として管理できることとするほうが、より適切な予算執行や物品管理手続きになるのではないかと考える。	丸子修学館高等学校
	5 その他支出に関する事務処理が適切でないもの		
	豊田終末処理場の試験検査機器など備品5点の購入時期が遅かった。 また、月払いのカラープリンター使用料、カラーコピー使用料等を、それぞれ数か月分まとめて支払っていた。	監査において指導された事項については、平成19年度の事務の総点検を行い、不適正な事務処理のうち可能なものについてはすべて是正を行った。また、平成20年度の事務については、関係職員が協力し、適正な処理に努めている。	諏訪建設事務所
財産管理事務 18件	1 その他財産管理に関する事務処理が適切でないもの		
	(1) 校外模試及び土曜補講は学校行事としてではなく、同窓会等が事業主体となり実施するものとなっているため、校舎を使用する場合は、行政財産の一時使用許可の手續及び管理経費の徴収が必要であるが、これらの事務処理を行っていないものがあった。	今後、行政財産の目的外使用許可にあたっては、事務手続きを適切に行っていく。 なお、当該管理経費については、本年度から徴収することとした。	南安曇農業高等学校

<p>(2) 現地機関において、老朽化し使用していない備品を多数保有している事例や、物品に関する帳票の整理が適切でない事例が見受けられた。</p> <p>備品については、改めて確認作業を行い、活用状況を把握し、不用なものは処分することなども含め、適正管理に努めること。</p>	<p>備品の活用状況を確認し、財務規則第237条に基づき、今後明らかに使用する見込みのないパソコン等の備品を不用決定の上、処分(廃棄)した。</p>	木曾地方事務所 (地域政策課)
	<p>信濃学園においては、19年度末重要物品を含め66点の備品を保有していた。</p> <p>全ての備品について確認作業を行い、活用状況を把握した結果、老朽化等により使用できない備品が6点あった。この6点について不用決定し、平成20年11月28日と平成21年1月8日に廃棄とした。</p> <p>今後は、常に備品の活用状況を把握し、適正管理に努める。</p>	信濃学園
	<p>平成20年6月18日現在保有の55点の備品全てを確認し、5点の備品閉鎖を実施した。老朽化した備品については、活用状況等を十分に把握し、適正な事務処理を行っていく。</p>	波田学院
	<p>改めて備品の活用状況を把握し、今後の試験研究の動向を踏まえ、維持経費等を再度精査し、当面使用見込みのないものについて処分を行った。</p>	林業総合センター
	<p>物品管理システムに登録してある備品と現物の照合及び現物の使用状況を確認し、廃棄が必要なものは備品閉鎖の登録と備品の廃棄処分等の手続きを順次進めている。</p>	木曾建設事務所
	<p>備品について、現物と帳票類との確認作業を行った。</p> <p>老朽化し使用していないもの・活用していないものについては、不用の決定をし廃棄処分の手続きをした。</p>	望月少年自然の家
	<p>備品の現物確認作業を行い、活用状況を調査し不用なものについて廃棄処分を行った。</p>	中野西高等学校
	<p>備品の確認作業を行い、雑件処分及び棄却処分を実施した。</p>	長野工業高等学校
	<p>備品については、改めて確認作業を実施し、活用状況を把握した結果、不用なものは処分した。</p>	松代高等学校
	<p>備品については、一斉調査による活用状況の確認作業を行い、耐用年数を経過し破損等により使用する見込みのない48件の廃棄処分を行った。</p> <p>備品の管理については、引き続き適正な管理に努めていく。</p>	屋代高等学校
	<p>確認作業を行ったところ、不用物品が認められたため、平成21年2月までの間に、25点の廃棄処分を行った。</p>	下諏訪向陽高等学校
	<p>昨年10月より全ての備品について点検を実施し、老朽化した使用不能備品等74点の処分を行った。</p> <p>今後も定期的に点検を行うなど、適正管理に努めたい。</p>	飯田長姫高等学校
<p>全ての備品について、物品管理システムに登録されている内容と現物との確認作業を行いデータの整合性を確認した。今後なお一層適正な管理に努めていきたい。</p>	塩尻志学館高等学校	
<p>現在、備品の確認調査を行い見直しを図っている。今後とも不用な備品については処分をするなど適正な管理に努めていく。</p>	南安曇農業高等学校	

	平成20年12月11日付け20管第188号通知に伴う調査要領に基づき、1月末までに確認調査を実施し、不用物品等の処分を年度内に実施すると共に帳票類の整備を実施する予定で事務処理を行っている。	穂高商業高等学校
	「備品確認調査の実施について(平成20年12月11日付け管財課長通知)」に基づき調査を1月末日までに実施し、その結果により、備品処分等を行った。	大町高等学校
	備品については、教職員の協力を得て確認作業を行い、不用の決定及び使用者の変更など備品台帳の整備を行った。	若槻養護学校

## 平成20年度定期監査報告〔普通会計〕

## 【監査の結果(検討事項)に関する報告に基づく措置の内容】

分類	検討事項	措置状況	所管課所
財産管理事務 1件	<p>佐久勤労者福祉センターほか6センターについては平成18年度から指定管理者制度を導入し、所在市町が指定管理者となりセンターの管理が行われている。センターの使用料収入は指定管理者の収入となるが、自動販売機、食堂等に係る行政財産目的外使用許可は県が行っているため当該使用料については県の収入となり、その収入と同額が管理委託料として指定管理者である所在市町に支払われている。</p> <p>これは、「指定管理者制度に関するガイドライン」(平成20年2月 長野県総務部行政改革課)2(3)により、指定管理者は条例の定めによる施設の使用許可以外の行政処分権限を代行することはできないとされていることによる。</p> <p>しかし、行政財産目的外使用許可に係る事務については、当該施設の管理を委任された市町において処理する方が合理的かつ効率的であると考えられるため、地方自治法第252条の17の2の規定による当該市町への権限の移譲について検討すること。</p>	<p>地方自治法第244条の2の規定により、公の施設の管理を指定管理者に行わせることができるが、使用料の強制徴収など、地方公共団体の長等に専属的に付与された行政処分の権限については指定管理者が行うことができないこととされており、行政財産の目的外使用許可についても、当該行政財産について公用又は公共用に供する必要を生じたとき等には許可を取り消すことができるという地方自治法第238条の4の規定により、地方公共団体の長に専属的に付与されたものとして、指定管理者に行わせることができない。</p> <p>公の施設の管理は、公の施設をその設置目的に従って維持し、住民に利用させる等の行為であるが、行政財産の目的外使用許可は、財産という側面から土地・建物等を適正に管理する行為であり、所有者(財産管理者)として使用許可を行うこと自体の可否も判断する必要がある。地方自治法第252条の17の2の規定による市町村への権限の移譲においては、市町村に移譲された事務について県知事は包括的な指揮監督権や取消・停止権を有しないことも勘案すると、県有財産(勤労者福祉センター)の所有者として、その財産管理に関する権限の一部を他者に移譲してしまうことは適当ではないと考えられる。</p>	管財課